

無利息型普通預金

2024年4月1日現在

商品名 (愛称)	無利息型普通預金
-------------	----------

1. 販売対象	・法人、個人
2. 期間	・期間の定めはありません
3. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
4. 払戻方法	・随時払戻しできます
5. 利息	・無利息
6. 税金	・無利息のため税金の支払はありません
7. 手数料	・無料、ただしキャッシュカードによる払戻しは、取扱時間帯により手数料を徴求します（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）
8. 付加できる特約事項	・個人のお客さまは「総合口座」の取扱いができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期預金の約定利回りに0.7%上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 金利情報の入手方法	_____
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部（9時～17時、電話：0120-15-2489）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12. その他参考となる事項	・預金保険制度により全額保護されます。 ・当庫所定のお手続きを行っていただくことで、現在ご利用中の普通預金を無利息型普通預金

	<p>に切り替えてお使いいただけます。 その場合、口座番号をそのまま引継ぎますので、給与振込・年金振込のお受取や公共料金などの自動振替の変更手続きは不要です。また、キャッシュカードもそのままご利用いただけます。</p>
--	---

日新信用金庫